

# 医療機能情報提供制度公表状況[平成21年1月9日現在]

(1) 基本情報については、全都道府県において公表済(インターネット又は紙媒体)

(①名称、②開設者、③管理者、④所在地、⑤電話番号、⑥診療科目、⑦診療日、⑧診療時間、⑨病床種別及び届出・許可病床数)

(2) 提供サービス、医療の実績等の全ての情報については、平成20年度中においてインターネットにより公表することとされており、現在、24団体において公表済み、23団体において準備中

都道府県名	準備状況	サービスの名称	都道府県名	準備状況	サービスの名称	都道府県名	準備状況	サービスの名称
北海道	公表済	北海道医療機能情報システム	石川県	H21.3 公表予定	未定	岡山県	公表済	岡山県医療機能情報提供システム
青森県	H21.3 公表予定	未定	福井県	H21.3 公表予定	医療情報ネットふくい	広島県	H21.3 公表予定	広島県医療機能情報システム
岩手県	公表済	いわて医療情報ネットワーク	山梨県	公表済	山梨県医療機能情報提供制度	山口県	H21.3 公表予定	未定
宮城県	H21.3 公表予定	宮城県医療機関選択支援システム	長野県	H21.3 公表予定	ながの医療情報ネット	徳島県	H21.3 公表予定	医療とくしま情報箱
秋田県	公表済	あきた医療情報ガイド	岐阜県	H21.2 公表予定	ぎふ医療施設ポータル	香川県	H21.3 公表予定	未定
山形県	公表済	山形県医療機関情報ネットワーク	静岡県	H21.3 公表予定	医療ネットしずおか	愛媛県	H21.3 公表予定	えひめ医療情報ネット(仮)
福島県	公表済	福島県総合医療情報システム	愛知県	公表済	あいち医療情報ネット	高知県	公表済	高知県医療機能情報提供制度
茨城県	H21.3 公表予定	未定	三重県	H21.3 公表予定	医療ネットみえ	福岡県	公表済	ふくおか医療情報ネット
栃木県	公表済	とちぎ医療情報ネット	滋賀県	公表済	滋賀県医療機能情報システム	佐賀県	H21.2 公表予定	99さがネット
群馬県	H21.3 公表予定	未定	京都府	公表済	京都医療健康よろずネット	長崎県	H21.3 公表予定	ながさき医療機関情報システム
埼玉県	公表済	埼玉県医療機能情報提供システム	大阪府	公表済	大阪府医療機関情報システム	熊本県	H21.3 公表予定	熊本県医療機能情報検索システム
千葉県	H21.2 公表予定	千葉県医療情報提供システム	兵庫県	H21.2 公表予定	兵庫県医療機関情報システム	大分県	H21.3 公表予定	未定
東京都	公表済	東京都医療機関案内サービスひまわり	奈良県	公表済	なら医療情報ネット(奈良県医療機能情報公表システム)	宮崎県	公表済	みやざき医療ナビ
神奈川県	公表済	かながわ医療情報検索サービス	和歌山県	H21.3 公表予定	わかやま医療情報ネット	鹿児島県	H21.3 公表予定	未定
新潟県	公表済	にいがた医療情報ネット	鳥取県	公表済	鳥取県福祉施設等情報公表サービス	沖縄県	公表済	沖縄うちなぬ医療ネット
富山県	公表済	とやま医療情報ガイド	島根県	公表済	島根県医療機能情報システム			

※ 網掛けは未公表の自治体

## 救急医療・周産期医療等の確保について

- 昨年、妊婦搬送の受入困難事例が相次いだ。
- 国民が安心・安全に出産に臨むことができるよう、早急に対策を講ずる必要。

### ① 周産期救急医療の充実

(周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会)

周産期救急医療のあり方等について「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」で検討が行われてきたところ。同懇談会報告書を踏まえ、周産期医療対策事業の見直しやNICU増床等について、通知を発出する予定。各都道府県においては、補助事業を積極的に活用し、地域の実情を踏まえた対策を講じるようお願いする。

(大学病院の周産期医療体制整備計画)

文部科学省が大学病院の周産期医療体制整備計画を策定し、大学病院のNICU増床等を行うこととしている。各都道府県においては、増床の許可等の対応をお願いする。

(医療と消防の連携強化)

救急患者が円滑に受け入れられるよう、地域における救急搬送・受入ルールの策定など、医療と消防の連携強化について総務省消防庁とともに検討しているところ。

## ② 予算補助事業の充実

→ 平成20年度第一次補正予算、第二次補正予算案、平成21年度予算案において、救急医療対策、周産期医療対策を大幅に充実している。各都道府県においては、積極的に活用するようお願いする。

(補助事業の例)

- ・ 救急医療（周産期救急医療を含む。）の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当に対する支援
- ・ 産科医療を担う医師等に支払う分娩取扱手当に対する支援
- ・ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援事業
- ・ 総合周産期母子医療センターの運営、母体搬送コーディネーターの配置に対する支援
- ・ 地域周産期母子医療センターの運営に対する支援

## ③ 救急・周産期医療等対策室の設置

→ 厚生労働省では、平成21年1月1日付けで、雇用均等・児童家庭局が所掌していた周産期医療業務を医政局に移管し、医政局指導課に「救急・周産期医療等対策室」を設置。各都道府県においても、救急医療担当と周産期医療担当の連携確保に十分留意するようお願いする。

# 管制塔機能を担う医療機関の整備(救急医療機能の拠点化)

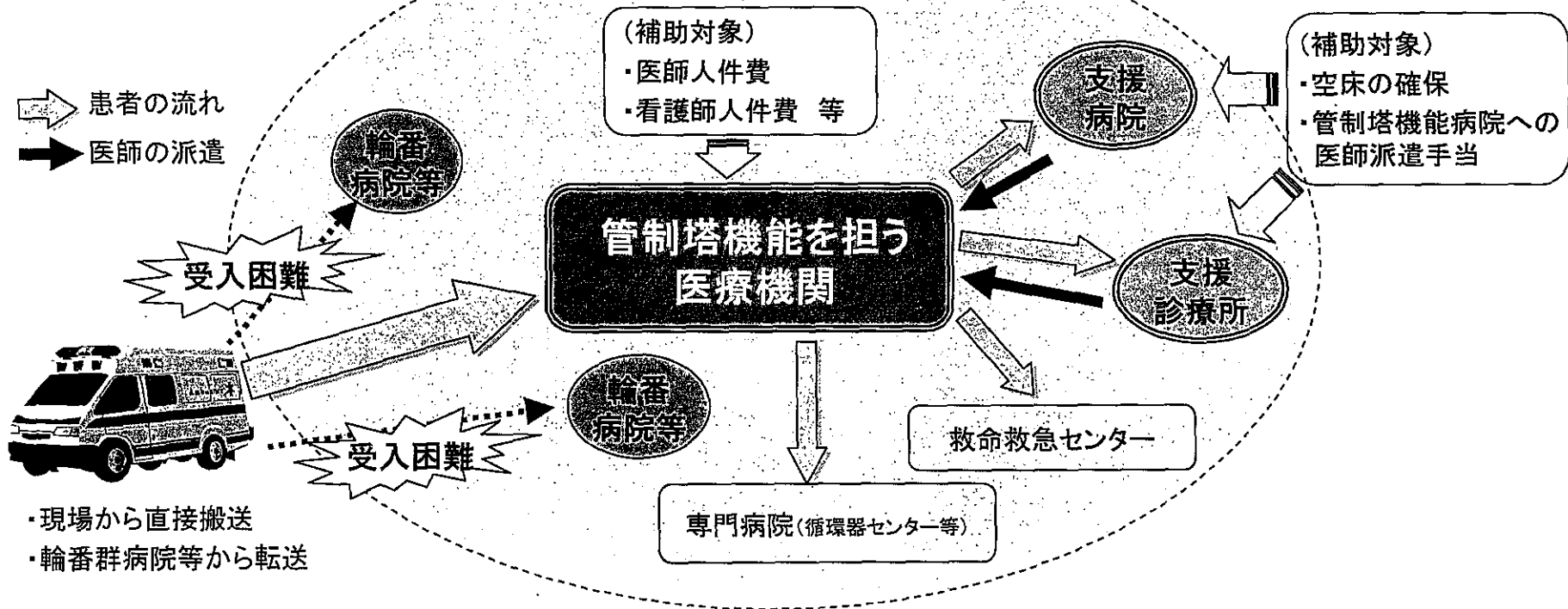
- 地域において安心できる(救急患者搬送が円滑に受け入れられる)救急医療体制を構築
- 患者の症状に応じた適切な医療を、医療機関が迅速に選択

## 管制塔機能を担う医療機関に期待される機能

- 都道府県と協力し、地域において救急患者搬送が円滑に受け入れられる第二次救急医療体制を構築するにあたり中心的役割を担う(調整機能を有する)
- 必要に応じ、患者を処置の上、支援医療機関や救命救急センター等に紹介
- 患者の重症度に応じ、診療優先順位を決定し、対応
- 地域の医師の応援派遣を受け入れ

## 支援医療機関の機能

- 管制塔機能を担う医療機関からの受入要請に対応する医療機関
- 必要に応じ、空床を確保
- 必要に応じ、管制塔機能を担う医療機関に医師を派遣



# 周産期医療体制の充実

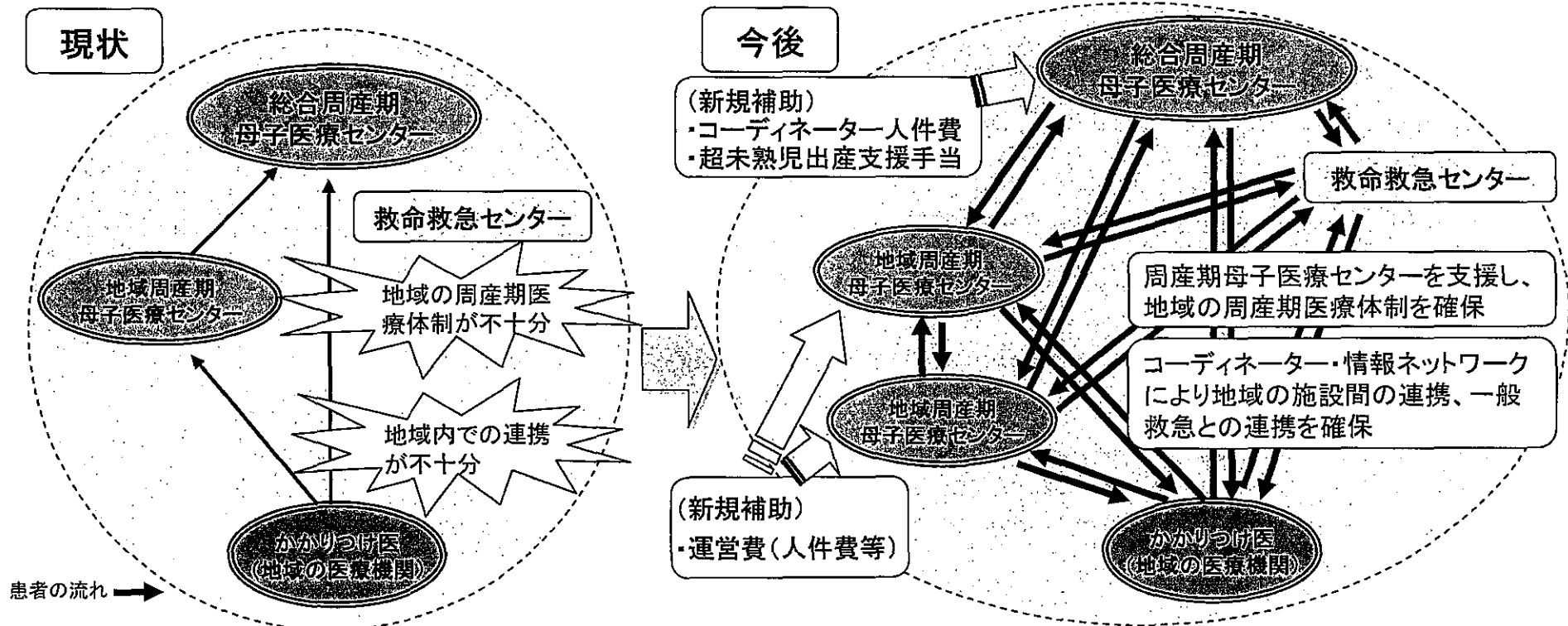
## ○安心できるお産体制の確保

- ・「総合周産期母子医療センター」(合併妊娠症、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児のリスクの高い妊娠を対象に、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う)に、超未熟児出産支援手当への一部補助を新たに実施
- ・「地域周産期母子医療センター」(出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理が必要な比較的高度な医療を提供)に、運営費(超未熟児出産支援手当を含む。)の一部補助を新たに実施

## ○地域の周産期医療施設間の連携、一般救急との連携の確保

- ・母体搬送コーディネーターの配置、情報ネットワークの整備

※ このほか、産科医療の確保に関して、産科医療を担う医師等に支払う分娩取扱手当に対する支援等を行う。



○周産期医療対策事業・・・救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療についての体制(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期医療情報センター等)を整備。